# 経営力向上に関する命令 （平成二十八年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

#### 第一条（経営力向上計画の認定の申請）

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、前項の申請書及びその写しには、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

##### ３

主務大臣は、第一項の申請書及びその写し並びに前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

##### ４

法第十三条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

#### 第二条（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

###### 一

当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況を記載した書類

###### 二

取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第八条に規定する要件に該当することを証する書類

# 附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月一四日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成二十九年三月十五日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令の施行の際現にこの命令による改正前の経営力向上に関する命令様式第一によりされている経営力向上計画の認定の申請は、この命令による改正後の経営力向上に関する命令様式第一による経営力向上計画の認定の申請とみなす。